

完全な地上デジタル放送の実施に向けて円滑な移行策を求める意見書

来年（二〇一一年）七月二十四日をもってアナログ放送を終了、完全に地上デジタル放送に移行することが予定されている。総務省の調査では、二〇一〇年三月時点で地デジ対応受信機の世帯普及率が八十三・八パーセントと発表された。

しかしながら、離島を抱える沖縄県や山間部の多い岩手県では普及率が七十パーセント未満となっており、ビルの陰などで電波が届きにくい施設の対策は達成率が約四十八パーセントとなっている。さらに、共同アンテナ改修が必要なマンションなど二十万施設への対応も約七十七パーセントにとどまっている。また、大分県では普及率が八十二・四パーセントと全国を下回っている。

地上デジタル化まで一年を切り、完全移行までのプロセスが最終段階に入った今、国民生活に直接影響を与える問題だけに、円滑に移行を進めるためには、現在指摘されている諸課題に対して政府を挙げて対応策を打つことが必要である。

一方、二〇一一年に残存するアナログテレビは推定二千七百万台といわれ、これらは来年七月の地デジ完全移行で大量の「廃棄物」となることから、不法投棄の懸念も指摘されている。不要テレビの処分に関する対策も検討されるべきである。

地デジへの移行、廃棄物の処分については、いずれも特に自治体の取り組みが不可欠であり、政府は自治体の取り組みをサポートすべきである。

よって、国会及び政府におかれては、完全地デジ化に向けて移行が円滑に進むよう、次の取り組みについて必要な予算を確保するとともに施策の実施を強く要望する。

一 離島、山間地域ほか普及率が低い地域に対して地デジ移行の啓発活動を重点的に推進し、デジサポ（総務省テレビ受信者支援センター、現在全国五十一か所）の相談窓口をさらに増やすこと。

二 地デジに関する個別相談会を自治体でもきめ細かく実施できるよう、予算措置などの支援策を十分に講じること。

三 地デジに対応していない集合住宅に対するアンテナ設置や施設内配線の支援策の着実な履行と、ビル陰世帯についても確実な移行策を推進すること。

四 大量のアナログテレビが一斉に廃品になるため、懸念されている不法投棄の防止策及び円滑なりサイクル回収を着実に推進すること。

右、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出する。

平成二十二年九月二十二日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	西岡武夫殿
内閣総理大臣	菅直人殿
総務大臣	片山善博殿
財務大臣	野田佳彦殿
環境大臣	松本龍殿